

◆障害者総合支援法対象疾病検討会における第2次検討方針

1 障害者総合支援法対象疾病の検討に当たっては、指定難病の検討の進め方を参考とする

<指定難病(第2次実施分)の検討の進め方(抜粋)>

- ① 第2次実施分の指定難病の検討においては、検討段階において指定難病としての要件に関する情報収集がなされた疾病を対象とすることとする
- ② 具体的には、これまで難治性疾患克服研究事業において研究されてきた疾病及び小児慢性特定疾病の対象疾病(平成27年1月施行の新たに指定された疾病を含む)について、研究班や関係学会に情報提供を求め、平成27年1月時点で要件に関する情報が得られている疾病とする
- ③ なお、現時点で日本において対象となる患者がいないとされている疾病については検討の対象外とする
- ④ これまで組織的・体系的に研究が行われてこなかったために今回は検討の俎上に上らなかった疾病については、厚生労働科学研究費補助金事業難治性疾患政策研究事業等で研究を実施し、指定難病として検討を行うための要件に関する情報が得られた段階で、改めて指定難病検討委員会において議論する

2 検討の範囲

第2次指定難病の検討俎上に上った疾病

障害130疾病(平成25年4月から障害者総合支援法の対象となった難病等。以下同じ。)のうち、第1次実施分の指定難病に係る検討が行われなかった疾病

3 本検討会において、障害者総合支援法対象疾病検討会における第1次検討結果に基づき、障害者総合支援法の対象となる難病等の具体的な対象疾病について検討を行う。(疾病名の整理を含む)

(1)障害者総合支援法の対象疾病の要件

- 治療方法が確立していない
 - 長期の療養を必要とするもの
 - 診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること
- ※他の施策体系が樹立している疾病を除く

(2)現行、障害者総合支援法の対象となっている疾病のうち、要件を満たさず対象外となる疾病の取扱い

新たに認定を受けようとする方については対象外とするが、すでに障害福祉サービスの対象となっていた方は、経過措置を設け継続利用可能とする

(3)障害130疾病のうち、第2次検討終了時点で指定難病に係る検討が行われなかった疾病の取扱い

今後の指定難病の検討状況を踏まえつつ検討することとし、それまでの間、引き続き障害者総合支援法の対象疾病とする

(4)障害者総合支援法の対象疾病については、指定難病における「重症度分類等」は適用しない